

## 熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領(土木工事編) 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;"><b>熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領</b></p> <p style="text-align: center;"><b><u>(土木工事編)</u></b></p> <p style="text-align: center;">(平成31年(2019年)2月28日伺定)  (令和2年(2020年)3月20日一部改定)  (令和3年(2021年)3月23日一部改定)  (令和3年(2021年)7月28日一部改定)  (令和4年(2022年)2月 8日一部改定)  <u>(令和5年(2023年)3月24日全面改定)</u></p> <p>第1条(趣旨)</p> <p>建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、熊本県土木部では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向け「週休2日試行工事」を実施する。</p> <p><u>なお、港湾工事及び営繕工事における週休2日試行工事については、別途定める。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領</b></p> <p style="text-align: center;">(平成31年(2019年)2月28日伺定)  (令和2年(2020年)3月20日一部改定)  (令和3年(2021年)3月23日一部改定)  (令和3年(2021年)7月28日一部改定)  (令和4年(2022年)2月 8日一部改定)</p> <p>第1条(趣旨)</p> <p>建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、熊本県土木部では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向けて<u>の効果や課題を把握するための取組として、「週休2日試行工事」を実施する。</u></p> <p><u>なお、週休2日試行工事の対象のうち、受注者が週休2日による工事実施を希望し、受発注間で協議が整った場合に、週休2日試行工事として施工できる「受注者希望型(先積み方式)」を実施する。</u></p>	

## 熊本市土木部「週休2日試行工事」実施要領(土木工事編) 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>第2条 (週休2日試行工事の定義)</u></p> <p><u>(1) 週休2日試行工事</u> 週休2日(現場閉所型)工事及び週休2日(交替制)工事の総称をいう。</p> <p><u>(2) 週休2日(現場閉所型)工事</u></p> <p><u>1) 週休2日(現場閉所型)工事</u> 対象期間において、4週6休以上の休日(現場閉所)を確保する<u>取り組みをいう</u>(曜日の特定はない)。 やむを得ず計画した休日(現場閉所)に作業が生じる場合は、振替えの休日(現場閉所)を確保するものとする。</p> <p><u>2) 現場閉所</u> 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p> <p><u>3) 対象期間</u> 工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業(後片付けを含む)が完了した日までとする(工事現場事務所は工事施工範囲外に設置するため、ここで言う後片付けの対象に含まない)。よって、工事施工範囲内での全ての作業が完了した後に、現場事務所で行う書類作成・整理については、週休2日の対象期間外の作業として取り扱う。</p>		<p>旧第4条(2)週休2日の定義 →新第2条(2)1)</p> <p>旧第4条(3)休日(現場閉所)の定義 →新第2条(2)2)</p> <p>旧第4条(1)対象期間 →新第2条(2)3)</p>

## 熊本市土木部「週休2日試行工事」実施要領(土木工事編) 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>なお</u>、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）についても週休2日の対象期間に含まない。</p> <p><u>4) 現場閉所率</u></p> <p><u>現場閉所率＝</u> <u>対象期間内の現場閉所日数÷対象期間の日数</u></p> <p><u>(3) 週休2日（交替制）工事</u></p> <p><u>1) 週休2日（交替制）工事</u></p> <p><u>対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週6休以上の休日確保する取り組みをいう。</u></p> <p><u>2) 対象者</u></p> <p><u>当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、当該工事に一時的に従事した技術者、技能労働者は除く。</u></p> <p><u>3) 対象期間</u></p> <p><u>工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日までとする。</u></p> <p><u>下請企業については施工体制台帳上の工期を基</u></p>		

## 熊本市土木部「週休2日試行工事」実施要領(土木工事編) 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>本とする。</u></p> <p><u>なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）についても週休2日の対象期間に含まない。</u></p> <p><u>施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。</u></p> <p><u>4) 休日率</u></p> <p><u>休日率＝各技術者・技能労働者の対象期間内の休日日数÷対象期間の日数</u></p> <p><u>5) 平均休日率</u></p> <p><u>平均休日率＝対象者の休日率の合計÷対象者数</u></p> <p><u>(4) 現場の閉所状況または平均休日率の状況による区分</u></p> <p><u>現場の閉所状況または平均休日率の状況による区分は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>1) 4週8休以上</u></p> <p><u>現場閉所率または平均休日率が28.5%(8日/28日)以上の場合</u></p> <p><u>2) 4週7休以上、4週8休未満</u></p> <p><u>現場閉所率または平均休日率が25%(7日/28日)</u></p>		

## 熊本市土木部「週休2日試行工事」実施要領(土木工事編) 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>以上 28.5%未満の場合</u></p> <p><u>3) 4週6休以上、4週7休未満</u></p> <p><u>現場閉所率または平均休日率が 21.4% (6日/28日)</u></p> <p><u>以上 25%未満の場合</u></p> <p>第3条 (対象工事)</p> <p><u>(1) 週休2日 (現場閉所型) 工事</u></p> <p>熊本市土木部が発注する建設工事のうち、原則として、<u>下記(2)に該当する工事を除いた</u>すべての工事を対象とする。</p> <p><u>(2) 週休2日 (交替制) 工事</u></p> <p><u>社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な以下の工事を対象とする。</u></p> <p><u>1) 工期や作業工程に制約がある工事</u></p> <p><u>2) 災害復旧工事</u></p> <p><u>3) 施工個所が点在する維持補修工事 (維持補修委託など)</u></p> <p><u>なお、応急工事については、週休2日試行工事の対象外とする。</u></p> <p>第4条 (発注方式)</p> <p><u>週休2日試行工事の対象のうち、受注者が週休2日による工事実施を希望し、受発注間で協議が整った場合に、週休2日試行工事として施工できる「受注者希望型 (先積み方式)」とする。</u></p>	<p>第2条 (対象工事)</p> <p>熊本市土木部が発注する建設工事のうち、原則としてすべての工事を対象とする。</p> <p><u>ただし、以下の工事は除く。</u></p> <p>①工期や作業工程に制約がある工事</p> <p>②緊急を要する工事 (災害復旧工事など)</p> <p>③施工個所が点在する維持補修工事 (道路維持補修委託など)</p> <p>④その他発注者が指定する工事</p> <p>第3条 (発注手続き (先積み方式))</p> <p><u>①当初設計の段階で、第5条に示す週休2日による「4週8休」の補正を行い発注する。</u></p>	

## 熊本市土木部「週休2日試行工事」実施要領(土木工事編) 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第5条 (実施方法等)</p> <p>(1) 条件明示等</p> <p>発注者は、<u>週休2日試行工事(現場閉所型もしくは交替制のいずれか)の対象であることを</u>入札公告等及び特記仕様書に明示する。(別紙1、2参照)</p>	<p>②入札公告等及び特記仕様書に、<u>受注者希望型の「週休2日試行工事」であることを明示する。</u>(別紙1、2参照)</p> <p>第4条 (試行方法)</p> <p>(1) 対象期間</p> <p><u>対象期間は、工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業(後片付けを含む)が完了した日までとする(工事現場事務所は工事施工範囲外に設置するため、ここで言う後片付けの対象に含まない)。よって、工事施工範囲内の全ての作業が完了した後に、現場事務所で行う書類作成・整理については、週休2日の対象期間外の作業として取り扱う。</u></p> <p><u>また、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)についても週休2日の対象期間に含まない。</u></p> <p>(2) 週休2日の定義</p> <p><u>本県が試行する受注者希望型の「週休2日試行工事」における「週休2日」とは、4週6休以上の休日(現場閉所)を確保することをいう(曜日の特定はない)。やむを得ず計画した休日(現場閉所)に作業が生じる場合は、振替え</u></p>	<p>旧第4条(1)対象期間 →新第2条(2)3)</p> <p>旧第4条(2)週休2日の定義 →新第2条(2)1)</p>

熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領(土木工事編) 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(2) 受注者による意思表示 受注者は、工事着手日前に「週休2日試行工事」実施の意向について、書面で監督員と協議を行い、実施の有無を決定する。ただし、週休2日実施に伴う工期の変更は行わないこととする。 <u>「週休2日試行工事」の実施を希望しない場合は、次項以降の規定は適用しない。</u></p> <p>(3) 看板等による表示 受注者は「週休2日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する(別紙3参照)</p> <p>(4) 休日取得計画 <u>1) 週休2日(現場閉所型)工事</u> 受注者は、施工計画書提出時に週休2日取得の計画日が確認できる休日(現場閉所)取得計画実績表(別紙4参照)を監督員に提出する。</p>	<p><u>の休日(現場閉所)を確保するものとする。</u></p> <p>(3) <u>休日(現場閉所)の定義</u> <u>(1)の対象期間内において、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め1日を通して、現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</u></p> <p>(4) 受注者による意思表示 受注者は、工事着手日前に「週休2日試行工事」実施の意向について、書面で監督員と協議を行い、実施の有無を決定する。ただし、週休2日実施に伴う工期の変更は行わないこととする。</p> <p>(5) 休日(現場閉所)取得計画<u>実績表の提出</u> 受注者は、施工計画書提出時に週休2日取得の計画日が確認できる休日(現場閉所)取得計画実績表(別紙3参照)を監督員に提出する。<u>休日(現場閉所)取得計画実績表の作成に当たっては、上記「(2)週休2日の定義」を</u></p>	<p>旧題4条(3)休日(現場閉所)の定義 →新第2条(2)2)</p> <p>旧題4条(6)看板等による表示 →新第5条(3)</p>

## 熊本市土木部「週休2日試行工事」実施要領(土木工事編) 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>なお、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、休日（現場閉所）取得計画実績表（変更）を監督員に提出しなければならない。</p> <p><u>2）週休2日（交替制）工事</u>  <u>受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日取得状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出する。</u></p> <p>(5) 実施報告  <u>1）週休2日（現場閉所型）工事</u>  受注者は、休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況をとりとまとめ、毎月、監督員に提出する。  <u>2）週休2日（交替制）工事</u>  <u>受注者は、休日取得状況表（別紙5参照）により休日の取得状況をとりとまとめ、毎月、監督員に提出する。</u></p>	<p><u>反映させることとする。</u></p> <p>なお、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、休日（現場閉所）取得計画実績表（変更）を監督員に提出しなければならない。</p> <p>(6) 看板等による表示  受注者は「週休2日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙4参照）</p> <p>(7) 実施報告  受注者は、休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況をとりとまとめ、毎月、監督員に提出する。</p>	<p>旧題4条(6)看板等による表示  →新第5条(3)</p>



## 熊本市土木部「週休2日試行工事」実施要領(土木工事編) 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(6) 確認の方法</p> <p><u>1) 週休2日(現場閉所型)工事</u></p> <p>監督員は、受注者から提出された休日(現場閉所)取得計画実績表により休日(現場閉所)の実施状況を確認する。</p> <p><u>2) 週休2日(交替制)工事</u></p> <p><u>監督員は、受注者から提出された休日取得状況表の休日を確認する資料として、受注者に対し、休日率を確認できる既存の資料等(休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)の提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。</u></p>	<p>(8) 確認の方法</p> <p>監督員は、受注者から提出された休日(現場閉所)取得計画実績表により休日(現場閉所)の実施状況を確認する。</p> <p><u>第5条(間接工事費等の補正)</u></p> <p><u>【土木工事】</u></p> <p><u>当初設計の段階で、別紙5の「4週8休以上」の補正係数を労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて、発注する。</u></p> <p><u>【営繕工事】</u></p> <p><u>当初設計の段階で、別紙6の「4週8休以上」の補正係数を労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)に乗じて、発注する。</u></p> <p><u>【港湾工事】(港湾請負工事積算基準の積算体系によるもの)</u></p>	

## 熊本市土木部「週休2日試行工事」実施要領(土木工事編) 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>第6条（工事費の積算）</u></p> <p><u>（1）当初設計</u> 発注時は4週8休達成を前提とした積算を行う。</p> <p><u>（2）変更設計</u> 現場閉所又は平均休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数（別紙6）を見直し、請負代金額を減額変更する。</p> <p>変更契約後、工事完成日まで、所定の現場の閉所状況または平均休日率の割合を下回らないよう留意すること。</p> <p>また、工事着手前に週休2日に取り組むことについて、受発注者の協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取り組みを希望しないものを含む）については、補正分を除し、請負代金額を減額変更する。</p>	<p><u>当初設計の段階で、別紙7の「4週8休以上」の補正係数を労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて、港湾工事市場単価については、工種ごとに定められた補正率に乗じて、発注する。</u></p> <p><u>【共通】</u> <u>週休2日試行工事の取り組みを実施した工事については、休日の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。</u></p> <p><u>なお、「週休2日試行工事の取り組みを実施した工事」とは、実施の意向について、第4条（4）による取り組み実施協議が整った工事を指す。</u></p> <p>変更契約後、工事完成日まで、所定の休日（現場閉所）の割合を下回らないよう留意すること。</p>	

## 熊本市土木部「週休2日試行工事」実施要領(土木工事編) 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第7条（週休2日実施証明書の交付）</p> <p>週休2日試行工事の取り組みを実施した工事で、4週6休以上の休日（現場閉所）取得を達成した工事には、達成状況を記載した実施証明書（別紙7参照）を交付する。</p> <p>※「ICT活用証明書及び週休2日実施証明書の交付について（通知）」参照</p> <p>附則</p> <p>本要領は平成31年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和3年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和3年8月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和4年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。</p>	<p>第6条（週休2日実施証明書の交付）</p> <p>週休2日試行工事の取り組みを実施した工事で、4週6休以上の休日（現場閉所）取得を達成した工事には、達成状況を記載した実施証明書（別紙8参照）を交付する。</p> <p>※「ICT活用証明書及び週休2日実施証明書の交付について（通知）」参照</p> <p>附則</p> <p>本要領は平成31年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和3年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和3年8月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和4年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。</p>	

## 熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領(土木工事編) 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>附則</u></p> <p><u>本要領は令和5年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。</u></p> <p><u>なお、令和5年4月1日以前に債務で発注済の維持補修委託などに限り、令和5年度以降の業務分については週休2日（交替制）工事を適用する。</u></p>		

## 熊本市土木部「週休2日試行工事」実施要領(土木工事編) 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>別紙2 特記仕様書の記載例（週休2日試行工事）</p> <p><u>（1）週休2日（現場閉所型）工事の場合</u></p> <p>第〇条 本工事は週休2日試行工事（<u>週休2日（現場閉所型）工事</u>）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本市土木部「週休2日試行工事」実施要領（<u>土木工事編</u>）（令和5年4月1日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。</p> <p>入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。</p> <p>なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。</p> <p>また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4週8休」に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。</p> <p><u>（2）週休2日（交替制）工事の場合</u></p> <p>第〇条 本工事は週休2日試行工事（<u>週休2日（交替制）工事</u>）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本市土木部「週休2日試行工事」実施要領（<u>土木工事編</u>）（令和5年4月1日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。</p>	<p>別紙2 特記仕様書の記載例（週休2日試行工事）</p> <p>第〇条 本工事は週休2日試行工事（週休2日実施証明書交付）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本市土木部「週休2日試行工事」実施要領（令和4年4月1日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。</p> <p>入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。</p> <p>なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。</p> <p>また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4週8休」に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。</p>	

## 熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領(土木工事編) 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。</u></p> <p><u>なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。</u></p> <p><u>また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4週8休」に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。</u></p>		